

099 明治時代 大日本帝国憲法

大日本帝国憲法

枢密院 (伊藤博文議長)で憲法案が審議
189.2.11(紀元節) 大日本帝国憲法 発布
黒田清隆 内閣時に発布

天皇について

- ・ 欽定憲法 …君主が制定(天皇主権)
- ・ 神聖不可侵 …全権を握る総覧者
- ・ 天皇大権 … 議会の協賛 を得ずに
政府が決定できる権限。
 - i 緊急勅令権
 - ii 外交大権、iii 宣戦・講和の大権
 - iv このうち 陸海軍を率いる統帥権 は
議会からだけでなく 内閣 も関与不可
=内閣からの 統帥権の独立
- ・ 皇室典範 は国民に非公開
現在の戦後の皇室典範は、国民の代表者が国会で審議し
改正することが可能な、皇室典範という名の法律です。

内閣

天皇の行政権行使の 輔弼 機関。
国务大臣は個別に天皇に対して責任を負う
内閣総理大臣は他の国务大臣と対等
軍の 統帥権 に関与できない。

帝国議会について

天皇の立法権行使の 協賛 機関。
貴族院 と 衆議院 は対等。
例外…衆議院に 予算先議権 あり。
衆議院議員… 公選 で選ばれる。
貴族院議員
終身 …皇族議員、公・侯爵議員
互選で7年交代 …伯・子・男爵議員
勅任議員 (学識者等から 勅選議員
多額納税議員)
予算不成立の場合、新年度予算として
→政府は 前年度予算 をそのまま執行可

臣民

- ・ 法律の範囲内 で自由権を保障された
- ・ 史上初めて 法律案・予算案 の審議を
通じて 国民の国政参加 が実現した

